

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成30年6月14日（木）

開 会（午前9時0分）

（人事異動に伴う執行部の職員の自己紹介）

【議 事】

○議案第61号「所沢市高齢者福祉計画推進会議条例等の一部を改正する条例制定について」（福祉部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第61号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第64号「所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」(福祉部)

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第64号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第65号「所沢市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」（福祉部）

【補足説明】なし

【質 疑】

小林委員

病床を有する診療所を開設している者は、市内にはないと聞いていたが、議場ではあるとなっていたが、このことについて確認したい。

井上介護保険
課長

ヒアリングの後、調べたところ、診療所で法人格を持っていないところが3カ所ありました。

小林委員

病床を持っていて法人格がないところが3カ所ということでしょうか。

井上介護保険
課長

市内に診療所が221カ所ありまして、その中で法人格を持たない、個人で開業しているところが、90カ所ありまして、そのうち、病床を有する診療所が3カ所ということです。

【質疑終結】

【意 見】なし

【採 決】

議案第65号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第66号「所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」（福祉部）

【補足説明】なし

【質 疑】

小林委員

介護職員初任者研修課程を修了した者に限るとあるが、今までもヘルパー2級の研修などがあったが、名称が変更になったということか。内容や研修時間等変更点について確認したい。

井上介護保険
課長

これまで、資格としてヘルパー2級の資格がありましたが、その研修にかわって介護職員初任者研修というものになりました。研修の内容ですが、時間的には130時間というのはヘルパー2級と変わりはありませんが、筆記試験が追加されたとのことです。

小林委員

その研修内容そのものは、大きく変わっているのか。

井上介護保険
課長

ヘルパーの場合は、施設等で介護するような内容がありましたが、初任者研修の場合は、実際に実技的なものが90時間あるとのこと。内容的には、ヘルパー業務の実技的なものが充実されたと認識しています。

小林委員 130時間の研修であるが、初任者研修は実技が90時間となり、それ以外の研修が40時間であるが、ヘルパー研修は実技の研修はなかったということか。

井上介護保険 実技研修がなかったというわけではなく、時間的にはもう少し少なく、
課長 初任者研修のほうがより実技的な研修時間が増えたということです。

小林委員 このように変わった背景はどういうことか。

井上介護保険 ヘルパーの資格が、1級、2級、3級とありまして、その中身がわかりづら
課長 りづらいということもあり、初任者研修ということで統一したものです。
ヘルパーの行うサービスとしては、生活援助と身体介護がありますが、
これまでヘルパー3級については、具体的に身体介護ができないなどの
基準を定めたものはなかったのですが、実際には生活援助を行っていた
という事実があります。今回、初任者研修では、生活援助と身体介護の
両方ができるのですが、平成30年4月から生活援助従事者研修が新た
に設けられて、生活援助のサービスだけの資格として、その研修を受け
れば、生活援助のサービスだけはできることになっています。

小林委員 2級が初任者研修にかわったとのことだが、1級と3級はどうなった
のか。

井上介護保険
課長

1級と3級も一緒に変更となり、初任者研修として1つとなりました。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第66号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第67号「所沢市指定居宅介護等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」（福祉部）

【補足説明】なし

【質 疑】

小林委員

訪問介護の利用回数については、頻回の場合については見直しをする
ということだが、この背景について伺いたい。

井上介護保険
課長

厚生労働省の社会保障審議会の介護給付費分科会で、これまで過剰利
用があるのではないかといった意見もあり、そこで話し合った結果、こ
ういった回数を決めて、これを超えた場合には、検証するという
ことで改正が行われたものと考えています。

小林委員

要介護度別に回数が示されているが、平成29年11月の時点と今年
の4月以降では回数が変わっているが、その経緯はわかるか。

井上介護保険
課長

11月の段階では回数が少なかったが、最終的に5月に示されたもの
に関しては、議場でお答えした回数となったものです。変更の経緯は承
知しておりません。

小林委員

要介護5だけは、31回と変更がないが、そもそも要介護度別に回数
の上限を決めているが、その回数の根拠はどのように決められたのか。

井上介護保険
課長

回数を決めるに当たっては、厚生労働省で全国的に介護度別の利用回数の平均回数と標準偏差を組み合わせて計算をしたもので、利用回数のばらつきなどがあるので、標準偏差を2倍した回数と平均回数を足した数を上限として定めています。平均が10回として、標準偏差が9回だとすると9回を2倍した18回と平均の10回を足した28とする計算の方法によって介護度別の上限回数が決められています。

小林委員

生活支援の家事援助などは、1回1時間が40分になったということもあるが、1回につき40分ということではどうか。

井上介護保険
課長

生活援助の場合は、20分以上45分未満と45分以上の2種類あります。利用者の状態によって、ケアプランに位置づけるものです。

小林委員

1回当たり45分以上の上限は、あるのか。

井上介護保険
課長

ケアマネジャーが聞き取りを行い、サービスを組み合わせることにより提供時間が決まるものです。利用者の希望で決まるわけではなく、ケアマネジャーが体の状況等によってサービスの提供時間を判断するものです。

小林委員

今回の改正は、生活援助が対象で、身体介護ではないでどうか。

井上介護保険
課長 今回の改正につきましては、生活援助に限定されており、身体介護については、該当はしていません。

小林委員 薬を飲ませることは身体介護となるのか。

井上介護保険
課長 わかりやすく言うと、体に触れたり、そういったものは身体介護と考えてもらって結構かと思しますので、与薬も身体介護です。

小林委員 認知症の方が薬を飲んでいるかといった見守りについては、生活援助でよいか。

井上介護保険
課長 見守りについては、身体に触れる介護ではないので、生活援助となります。

中村委員 現実的に過剰利用に対する抑制になるのか。

井上介護保険
課長 過剰利用が問題でこのような改正となりましたが、国から今後マニュアルが示され、決めることとなりますが、今のところ、検証を行う場所としては、民生委員、医師、ケアマネジャーなど保健や医療関係者を含めた多職種委員で構成される地域ケア個別会議において、その妥当性を検証を行い、利用者の希望によって回数の多い場合などについては、

抑えていけるのではないかと考えています。

福原委員

居宅介護支援の事業者への周知徹底の手続は、どのように考えているのか。

井上介護保険

課長

まずは、ケアマネジャーに内容を周知しなければならないと考えてお
りまして、所沢市の介護保険サービス事業者連絡協議会のケアマネジャ
ーが入っている居宅部会があります。そこで説明会等を行って周知等を行
っていきたいと考えています。

福原委員

国からのマニュアルはいつ頃示されるのか。

井上介護保険

課長

10月までにマニュアルを示すということが、Q&A等に記載されて
いたということです。具体的にいつ頃かということは示されていないこ
とから把握はしておりません。

福原委員

10月1日から施行ということを考えると周知の期間が短いですが、体制
づくりについては、しっかりとスケジュールを立ててやっていくという
ことでよいか。

井上介護保険

地域ケア個別会議等については、想定で考えておりますが、準備は早

課長	めに進めていきたいと考えています。
小林委員	地域ケア個別会議の構成メンバーについて確認したい。
井上介護保険 課長	構成員としては、保健、医療に関係する方となりますが、民生委員、ケアマネジャー、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ボランティア団体等で構成しています。地域において異なりますが、この中から数人が委員として構成されています。
小林委員	今、列挙された方が委員とは限らないということか。また、6ブロックというのはどのように分けているのか。
新井高齢者支 援課長	地域包括支援センターの圏域を6ブロックに分けています。
小林委員	地域包括支援センターの2つが一緒になって1つのブロックとしているのか。
新井高齢者支 援課長	地域包括支援センターが2つないし3つということになります。

小林委員 民生委員の方が参加されるということだが、どのような方が参加されているのか。

植村福祉部長 民生委員につきましては、福祉の分野で活動していただいておりますので、地域で推薦された方に参加をしていただいております。

小林委員 ケアマネジャーがケースに応じて綿密にケアプランを立てていると思うが、改めて地域ケア個別会議で検証をしなければならないということだが、以前からも同様に行ってきたのか。

井上介護保険課長 これまで、頻回の生活援助に限定せず、ケアプランの適正化という観点でケアプランの確認等は行っております。この改正によって、生活援助の回数が多い方を限定して選んで確認を行うものです。これまでも全体的に見ている中で、今度は生活援助の頻回がある方も見ていくこととなります。

小林委員 所沢において、頻回で非常に問題になったケースは介護保険制度ができてからあるのか。

井上介護保険課長 確認はしてみましたが、特に問題がある方について、確認はできませんでした。

小林委員

ケアプランを立てるときには、生活援助や通所介護など介護度に応じて利用できる単位があるが、その中で利用回数が決まってくるということとでよいか。

井上介護保険
課長

介護度別の利用の限度額がありますので、ケアマネジャーは自己負担額が出ないようにその範囲内で決めているものです。自己負担をしてまでという方はいないのではないかと考えます。

【質疑終結】

【意見】

小林委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第67号について、反対の立場から意見を申し上げます。議案第67号所沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、生活援助の訪問介護の回数制限は、厳しいものという感じがしております。所沢市においては頻回の訪問介護ということはないということであり、ケアマネジャーが、本当に利用したい方に寄り添って、ケアプランを立てられていると思います。利用制限ということで点検をしていくということになると、ケアマネジャーの萎縮を招くというようなことになると思います。施設に入れなかった方が在宅でおられて、認知症で薬を飲む場合でも、服薬の管理では、やはり見守っていかなければならないことなども多くなっていますので、そういうことでは、ケアマネジメントの萎縮を招くということで、反対の意見を申し上げさせて

いただきます。

【意見終結】

【採 決】

議案第67号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき
ものと決する。

○議案第68号「所沢市包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」(福祉部)

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員

主任ケアマネジャーの資格に関わる改正であるが、介護保険法施行規則の改正の目的についてどのように市としては捉えているのか。

新井高齢者支

介護支援専門員の資質の向上として捉えています。

援課長

赤川委員

所沢市の中に主任介護支援専門員の資格を持っている人は何人いるのか。

新井高齢者支

把握しておりません。

援課長

赤川委員

今回の改正は、人材不足ということもあり、資格を持っている人にどのような影響を与えるのか。

新井高齢者支

この条例改正につきましては、平成28年12月定例会においてお認めいただいた改正条例について、文言がわかりにくいということから条

例改正になります。実際の改正は平成29年から行われておりますので、今回の条例改正による影響はございません。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第68号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第60号「平成30年度所沢市一般会計補正予算（第2号）」（当
委員会所管部分）

【補足説明】なし

【質 疑】

小林委員 進学準備給付金については、平成30年度に進学した人から支給する
ということでしょうか。

荻野生活福祉 4月に入学された方も対象ということで、遡及して支給します。
担当参事

小林委員 大学生だけでなく、専門学校、専修学校、各種学校に入られた方も該
当となるのか。

荻野生活福祉 大学、短大、専門学校、各種学校等で世帯の自立助長に効果的と実施
担当参事 機関が認めるものという注意書きがありますが、認めていく方向です。

小林委員 この進学準備給付金は1年度限りではないということでしょうか。

荻野生活福祉 大学等に進学する方に対して、その進学する際に係る経費として支給
担当参事 するものですので、対象の人に対しては1回限りにはなりますが、来年
度以降も制度としては続くものと思われま。

小林委員 来年度進学となった場合には、準備金は4月前に支給されるというこ
とでよいか。

荻野生活福祉 4月以前に合格証や転居する場合のアパートの契約書等を添付してい
担当参事 ただいて請求していただければ4月前に支給できるものと考えます。

小林委員 基準額の算出については、全体として、基準額が減額となる割合はど
のくらいか。

荻野生活福祉 埼玉県は減額率を0.16%と想定しており、所沢市の平成30年度
担当参事 の生活扶助費の予算に当てはめると、462万4,000円程度が減額
となります。

小林委員 生活保護受給世帯のうちの何%が減額となるのか。

荻野生活福祉 減額される世帯の割合は、81.5%で3,039世帯と見込んでい
担当参事 ます。

小林委員 進学準備金などは改善点であるが、ひとり親家庭の母子加算について
は減額となるのか。

荻野生活福祉 担当参事	母子加算につきましては、現行が1人では2万2,790円、2人は2万4,590円、3人は、2万5,510円加算されます。32年10月には、1人は1万8,400円、2人は2万3,100円、3人は2万5,900円ということで、3人以上いる場合は増額となります。
小林委員	2人までの場合は、段階的に減額されていくということによいか。
荻野生活福祉 担当参事	1年ごとに現行の基準を3つに分け、今年の10月が現行の基準の3分の2、新基準が3分の1になりまして、2年目になると現行の基準が3分の1、新基準が3分の2になり、3年目になると新基準が3分の3になります。
小林委員	児童養育加算を中学生までから高校生までに拡大するが、逆に3歳未満が減額と聞いているが、その辺について確認したい。
荻野生活福祉 担当参事	児童養育加算につきましては、今まで中学生までであったものが、高校生までが適用になります。3歳未満の子どもと第3子が小学校修了前の子どもについては、今までは1万5,000円加算がありましたが、1万円になります。
小林委員	全体では81.5%の世帯が減額となると説明があつたが、高齢者世

	帯は一律減額となるのか。
荻野生活福祉 担当参事	高齢者世帯で単身の方については、減額になるものと認識しております。
小林委員	段階的に減額となるのか。
荻野生活福祉 担当参事	こちらにつきましても、段階的に減額となります。
小林委員	最終的にいくら減額となるのか。
荻野生活福祉 担当参事	75歳以上の単身の高齢者をモデルとして考えますと、最終的には3,570円の減額となります。
小林委員	今年の10月からはいくら減額となるのか。
荻野生活福祉 担当参事	今年の10月で1,190円の減額となります。来年の10月の時点で、2,380円、32年の10月で3,570円となります。

【意見】

小林委員 日本共産党所沢市議団を代表し、議案第60号について、反対の立場

から意見を申し上げます。この補正予算、生活保護事務費、生活保護システム改修委託料の追加ですが、この改修の目的というのは、基準額が変わるということで、その基準額そのものが、大部分の81.5%、3,039世帯の方が減額になるということで、大変厳しい内容になると思います。この生活保護は、憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活、生存権を保障するものとなっているのですが、3年前にも引き下げがされています。今回、大学進学に伴っての準備金などの一部の改善はありますけれども、子育て世帯に対する削減もあり、子どもの貧困問題の解決にも逆行し、高齢者の生きる意欲そのものも大きくそがれてしまうということになると思います。また、他の制度にも広く影響することもありますので、この改修については、反対をいたします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第60号について、賛成の立場から意見を申し上げます。今回の予算は、生活保護扶助事業が円滑に実施するための予算であり、進学準備給付金の創設などの対応もございます。速やかな実施ができるよう賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第60号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前9時54分)

(説明員交代)

再 開 (午前9時57分)

○議案第63号「所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」（こども未来部）

【補足説明】なし

【質 疑】

小林委員

資格要件の拡大と理解したのだが、中卒の方の場合には5年間の実務経験、高卒の方の場合は2年間という説明を聞いたのだが、中卒の方は以前は規定がなかったということか。

森田青少年課
長

現在の条例の第11条第2項第3号、第9号には高等学校卒業者等と明記がありますが、高校を卒業していない方の明記はありませんでした。

小林委員

明記される背景についてお聞きしたい。

森田青少年課
長

背景といたしましては、地方からの提案に基づくもので、国が省令の改正を行ったものです。内容につきましては、長年、子どもたちの指導を行ってきても、高校を卒業していないために、放課後児童支援員としての資格を得られないということで地方からの提案を基に改正となったと聞いています。

小林委員

実務経験の中身については、放課後児童健全育成事業ということなの

で、生活クラブや児童クラブの経験であって、ほうかごところは別という認識でよいか。

森田青少年課
長

今回の改正の第10号で、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者としておりまして、第10号についてはそのとおりです。所沢においては、児童クラブや生活クラブに従事をした方としています。

補足となりますが、高等学校卒業者等の方が対象となる第9号においては、放課後児童健全育成事業に類似した事業と明記しておりまして、類似した事業の中にはほうかごところ、いわゆる放課後子供教室が含まれています。

小林委員

ほうかごところなどでも経験者となるのか。

森田青少年課
長

高等学校卒業者等の方で2年の実務経験があれば支援員の基礎資格が得られます。

小林委員

中学卒業程度の方は、ほうかごところは含まれないということか。

森田青少年課
長

そのとおりです。

小林委員

支援員は、県の研修を受けてなるものか。

森田青少年課

そのとおりです。

長

小林委員

県の認定研修の中身についてお聞きしたい。

森田青少年課

県では、4日間、6項目、16科目、24時間の研修を実施しております。

長

小林委員

今現在の生活クラブや児童クラブの支援員の方は、全て研修が終わっているのか。

森田青少年課

各法人に照会をしたところ、放課後児童支援員認定資格研修を受講した方が100名おりました、未受講の方が61名おります。研修につきましては、県から各市町村に取りまとめがあり、所沢市でも58名の枠がありますので、未受講の方につきましては、今年度と来年度に受講していただくよう勧めていきます。放課後児童支援員の資格につきましては、条例においてみなし規定がありまして、平成32年3月31日までに研修を受けていただくことになっておりますので、各法人に周知してまいります。

長

赤川委員 現在、児童クラブ及び生活クラブの中に放課後児童支援員の資格を持っている人について、市では把握しているのか。

森田青少年課 5月時点で、100人の方が受講済みで資格を有しております。
長

赤川委員 支援員の配置のバランスはどうなっているのか。

森田青少年課 1支援単位につき3名配置となっており、そのうち2名については支
長 援員の資格を有する方、残りの1名が補助員ということですので、最低
2名の配置となります。

赤川委員 教員免許の資格に関して明確となっているが、放課後児童支援員につ
いては、教員だけでなく保育士などいろいろな資格を持っている人がな
られていると思うが、どのような資格を持っている人が傾向として多い
のか。

森田青少年課 把握しておりません。
長

赤川委員 今回の改正規定に該当する方の相談はあったのか。該当となる方はい

るのか。

森田青少年課
長

高校を卒業されていない方が1名従事されていますので、5年を経過すれば対象となる方がおります。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第63号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前10時9分）

（説明員交代）

再開（午前10時10分）

○議案第59号「専決処分の承認を求めることについて（所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」（健康推進部）

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第59号については、全会一致、承認すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うこと
と決定した。

散 会 （午前10時13分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

平成30年第2回（6月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について